

九州防衛局達第2号

改正	平成20年	4月	1日	九州防衛局達第1号
改正	平成21年	4月	1日	九州防衛局達第4号
改正	平成22年	4月	1日	九州防衛局達第1号
改正	平成23年	4月	1日	九州防衛局達第4号
改正	平成24年	4月	6日	九州防衛局達第1号
改正	平成25年	5月	16日	九州防衛局達第2号
改正	平成26年	3月	31日	九州防衛局達第1号
改正	平成27年	6月	30日	九州防衛局達第4号
改正	平成28年	3月	31日	九州防衛局達第3号
改正	平成29年	3月	31日	九州防衛局達第2号
改正	平成30年	3月	30日	九州防衛局達第1号
改正	平成30年	11月	26日	九州防衛局達第3号
改正	平成31年	3月	29日	九州防衛局達第4号
改正	令和2年	3月	31日	九州防衛局達第3号
改正	令和3年	3月	31日	九州防衛局達第4号
改正	令和4年	3月	31日	九州防衛局達第4号
改正	令和5年	3月	31日	九州防衛局達第4号
改正	令和5年	8月	8日	九州防衛局達第9号
改正	令和5年	9月	22日	九州防衛局達第10号
改正	令和6年	3月	28日	九州防衛局達第4号

地方防衛局の内部組織等に関する訓令（平成25年防衛省訓令第32号。以下「内部組織等に関する訓令」という。）第149条第1項及び2項、第150条第1項、第199条第1項、第207条第1項及び2項、第208条第1項、第302条第2項、第307条第1項、第310条第1項、第313条第1項並びに第317条第1項の規定に基づき、九州防衛局の内部組織に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

九州防衛局長 原田 実

九州防衛局の内部組織に関する達

目次

第1章 地方防衛局（第1条—第2条）

第2章 地方防衛支局（第3条—第4条）

第3章 地方防衛事務所（第5条—第6条）

附則

第1章 地方防衛局

（課（室）長補佐）

第1条 九州防衛局の各課に置く課長補佐及び各室に置く室長補佐並びにその課長補佐及び室長補佐の職務は、別表第1に掲げるとおりとする。

(係)

第2条 九州防衛局の各課及び各室に置く係の所掌事務は、別表第2に掲げるとおりとする。

第2章 地方防衛支局

(課長補佐)

第3条 熊本防衛支局の各課に置く課長補佐の職務は、別表第3に掲げるとおりとする。

(係)

第4条 長崎防衛支局及び熊本防衛支局の各課に置く係の所掌事務は、別表第4に掲げるとおりとする。

第3章 地方防衛事務所

(課)

第5条 佐世保防衛事務所に置く課の所掌事務は、別表第5に掲げるとおりとする。

(係)

第6条 佐世保防衛事務所、別府防衛事務所、宮崎防衛事務所及び鹿児島防衛事務所に置く係の所掌事務は、別表第6に掲げるとおりとする。

附 則

- 1 この達は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 企画部周辺環境整備課再編交付金係は、次の事務をつかさどる。
駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第6条の規定による再編交付金の交付に関すること。

附 則（平成20年4月1日九州防衛局達第1号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日九州防衛局達第4号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日九州防衛局達第1号）

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日九州防衛局達第4号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日九州防衛局達第1号）

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成25年5月16日九州防衛局達第2号）

この達は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成26年3月31日九州防衛局達第1号）

この達は、平成26年4月 1日から施行する。

附 則（平成27年6月30日九州防衛局達第4号）

この達は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日九州防衛局達第3号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日九州防衛局達第2号）

この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日九州防衛局達第1号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月26日九州防衛局達第3号）

この達は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日九州防衛局達第4号）

この達は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日九州防衛局達第3号）

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日九州防衛局達第4号）

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日九州防衛局達第4号）

この達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日九州防衛局達第4号）

この達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月8日九州防衛局達第9号）

この達は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和5年9月22日九州防衛局達第10号）

この達は、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和6年3月28日九州防衛局達第4号）

この達は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第1条関係）

課（室）	区 分	職 務
総務課	課長補佐 （総括担当）	命を受けて、課務全般について課長を助け、課務を整理する。
	課長補佐 （総務、企画、 審査担当）	命を受けて、総務係長、企画係長及び審査係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 （人事、厚生担 当）	命を受けて、人事係長及び厚生係長を指揮監督し、その事務を整理する。
会計課	課長補佐 （総務、会計、 管理担当）	命を受けて、総務係長、会計係長及び管理係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 （出納、審査担 当）	命を受けて、出納係長及び審査係長を指揮監督し、その事務を整理する。
契約課	課長補佐	命を受けて、契約係長及び契約審査係長を指揮監督し、その事務を整理する。
地方調整課	課長補佐 （総務、企画担 当）	命を受けて、総務係長及び企画係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 （連絡調整担 当）	命を受けて、連絡調整係長を指揮監督し、その事務を整理する。
基地対策室	室長補佐 （基地対策第1 担当）	命を受けて、基地対策第1係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	室長補佐	命を受けて、基地対策第2係長を指揮監督し、その

	(基地対策第2担当)	事務を整理する。
	室長補佐 (基地対策第3担当)	命を受けて、基地対策第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	室長補佐 (基地対策第4担当)	命を受けて、基地対策第4係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	室長補佐 (基地対策第5・第6担当)	命を受けて、基地対策第5係長及び基地対策第6係長を指揮監督し、その事務を整理する。
地方協力確保室	室長補佐	命を受けて、協力確保係長を指揮監督し、その事務を整理する。
周辺環境整備課	課長補佐 (施設対策担当)	命を受けて、施設対策第1係長及び施設対策第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 (障害防止、道路担当)	命を受けて、障害防止第1係長、障害防止第2係長及び道路係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 (調整交付金担当)	命を受けて、調整交付金第1係長、調整交付金第2係長及び調整交付金第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 (再編交付金担当)	命を受けて、再編交付金係長を指揮監督し、その事務を整理する。
防音対策課	課長補佐 (防音総括、防音担当)	命を受けて、防音総括係長、防音第1係長、防音第2係長及び防音第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐	命を受けて、住宅防音第1係長及び住宅防音第2係

	(住宅防音第1・第2担当)	長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 (住宅防音第3～第5担当)	命を受けて、住宅防音第3係長、住宅防音第4係長及び住宅防音第5係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 (移転措置担当)	命を受けて、移転措置係長を指揮監督し、その事務を整理する。
調達計画課	課長補佐 (総務、企画担当)	命を受けて、総務係長及び企画係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 (計画調整第1担当)	命を受けて、計画調整第1係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 (計画調整第2・第3担当)	命を受けて、計画調整第2係長及び計画調整第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。
事業監理課	課長補佐	命を受けて、施設情報管理係長、事業監理第1係長及び事業監理第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
建築課	課長補佐 (建築第1・第2担当)	命を受けて、建築第1係長及び建築第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 (建築第3・第5～第8担当)	命を受けて、建築第3係長、建築第5係長、建築第6係長、建築第7係長及び建築第8係長を指揮監督し、その事務を整理する。
土木課	課長補佐	命を受けて、土木第1係長、土木第2係長、土木第3係長、土木第4係長、土木第6係長、土木第7係長、土木第8係長、土木第9係長及び土木第10係長を指揮監督し、その事務を整理する。

設 備 課	課長補佐	命を受けて、設備第1係長、設備第2係長、設備第3係長、設備第5係長、設備第6係長、設備第7係長及び設備第8係長を指揮監督し、その事務を整理する。
業 務 課	課長補佐 (総務、業務担当)	命を受けて、総務係長及び業務係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 (事故補償担当)	命を受けて、事故補償係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設補償課	課長補佐 (漁業補償第1・第2担当)	命を受けて、漁業補償第1係長及び漁業補償第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 (漁業補償第3・第4担当)	命を受けて、漁業補償第3係長及び漁業補償第4係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設管理課	課長補佐 (行政財産管理、行政財産台帳担当)	命を受けて、行政財産管理係長、行政財産台帳第1係長及び行政財産台帳第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 (国有財産調査、提供管理担当)	命を受けて、国有財産調査係長及び提供管理係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 (緑化対策担当)	命を受けて、緑化対策係長を指揮監督し、その事務を整理する。
施設企画室	室長補佐 (施設企画第1・第2担当)	命を受けて、施設企画第1係長及び施設企画第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。

	室長補佐 (施設企画第3 担当)	命を受けて、施設企画第3係長を指揮監督し、その 事務を整理する。
施設取得課	課長補佐 (取得担当)	命を受けて、取得第1係長、取得第2係長及び取得 第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 (賃借契約担 当)	命を受けて、賃借契約係長を指揮監督し、その事務 を整理する。

別表第2（第2条関係）

課	係	所 掌 事 務
総務課	総務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 機密に関すること。 2 公文書類の審査及び進達に関すること。 3 九州防衛局長（以下「局長」という。）、次長、防衛補佐官、会計監査官、総務部長及び総務課長の官印並びに局印の保管に関すること。 4 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。 5 九州防衛局の保有する個人情報の保護に関すること（審査係の所掌に属するものを除く）。 6 九州防衛局の行政の考査に関すること。 7 渉外に関すること。 8 電報の受信及び発信に関すること。 9 図書収集整理及び利用に関すること。 10 局議の招集及び記録に関すること。 11 前各号に掲げるもののほか、総務課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること（課長の指定するものに限る。）。
	企画係	<ol style="list-style-type: none"> 1 九州防衛局の所掌事務に関する総合調整に関すること。 2 九州防衛局の所掌事務に関する政策の評価に関すること。 3 九州防衛局の機構及び定員並びに運営に関する企画及び立案に関すること。 4 九州防衛局の事務能率の増進に関すること。 5 九州防衛局の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関すること。 6 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）の規定に基づく防衛大臣の権限に属する事項に関すること。 7 達の審査に関すること。 8 書式の管理に関すること。 9 秘密の保全に関すること。 10 適格性の付与に関すること。

		11 前各号に掲げるもののほか、総務課の所掌事務で他の所属に属しないものに関する事（課長の指定するものに限る。）。
	審査係	<ul style="list-style-type: none"> 1 九州防衛局の保有する情報の公開に関する事。 2 九州防衛局の保有する個人情報の保護に関する事。 3 広報に関する事。
	人事係	<ul style="list-style-type: none"> 1 九州防衛局の職員（以下「職員」という。）及び九州防衛局に勤務を命ぜられた自衛官（以下「派遣自衛官」という。）の服務及び規律に関する事。 2 職員の任用、補職、臨時的任用及び出向に関する事。 3 職員の試験及び選考に関する事。 4 派遣自衛官の補職に関する事。 5 職員の失職及び退職並びに分限免職に関する事。 6 職員の休職及び復職並びに身分保障に関する事。 7 職員の懲戒に関する事。 8 派遣自衛官の免職及び降任以外の懲戒に関する事。 9 職員の初任給の決定及び昇給に関する事。 10 前号に掲げるもののほか、職員及び派遣自衛官の給与に関する事。 11 人事記録に関する事。 12 職員及び派遣自衛官の人事評価に関する事。 13 九州防衛局の職員の補充に関する事。 14 礼式、表彰及び服制に関する事。 15 職員及び派遣自衛官の教育訓練に関する事。 16 職員の退職手当及び恩給に関する事。
	厚生係	<ul style="list-style-type: none"> 1 職員及び派遣自衛官の福利厚生及び保健衛生に関する事。 2 職員及び派遣自衛官の安全保持に関する事。 3 職員及び派遣自衛官の公務災害補償に関する事。 4 防衛省共済組合九州防衛局支部に関する事。
会計課	総務係	<ul style="list-style-type: none"> 1 会計課の所掌事務に関する連絡調整に関する事。 2 経費の予算に関する事。 3 相互防衛援助協定の実施に係る需品及び役務（労務を除く。）の調達、提供及び管理に関する事。

	<p>4 支出負担行為担当官、契約担当官並びに官署支出官及び歳入徴収官に係る事務の一部を処理する職員その他会計事務担当職員の任免に関すること。</p> <p>5 特別調達資金出納命令官並びに特別調達資金契約等担当官及び特別調達資金債権管理職員に係る事務の一部を処理する職員その他特別調達資金会計事務担当職員の任免に関すること。</p> <p>6 支出負担行為の確認及び支出負担行為差引簿の登記に関すること。</p> <p>7 前各号に掲げるもののほか、会計課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
会計係	<p>1 資金前渡に関すること。</p> <p>2 職員及び派遣自衛官の給与及び旅費の支給に関すること。</p> <p>3 職員の退職手当の支給に関すること。</p> <p>4 経費による契約の締結に関すること（庁費類に係るものに限る）。</p> <p>5 中小企業者の受注の機会を確保するための措置に関すること。</p>
管理係	<p>1 九州防衛局所属の物品の管理（業務課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>2 九州防衛局の庁舎（以下「庁舎」という。）及び職員の宿舎に供される行政財産及び民公有財産の管理に関すること。</p> <p>3 職員（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員を含む。）に貸与する宿舎に関すること。</p> <p>4 九州防衛局所属の建築物の営繕に関すること。</p> <p>5 庁舎の取締りに関すること。</p> <p>6 庁舎及び職員の宿舎に係る国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和31年法律第82号）第2条第1項に規定する国有資産等所在市町村交付金（以下「交付金」という。）に関する事務に関すること。</p>
出納係	<p>1 経費の決算に関すること。</p> <p>2 徴収簿及び支出決定簿の登記に関すること。</p> <p>3 会計検査についての連絡に関すること（会計監査官の所掌に属するものを除く。）。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 4 経費の支払いに関する事。 5 歳入歳出外現金の出納保管に関する事。 6 前渡資金の出納保管に関する事。 7 歳入徴収官の事務に関する事。 8 債権の管理に関する事。 9 特別調達資金出納命令官の事務に関する事。
	審査係	経費の支出負担行為に関する審査に関する事。
契約課	契約係	<ul style="list-style-type: none"> 1 契約課の所掌事務に関する連絡調整に関する事。 2 建設工事等の請負業者に関する事（契約審査係の所掌に属するものを除く。）。 3 建設工事等の入札等の執行に関する事（契約審査係の所掌に属するものを除く。）。 4 建設工事等の入札等による契約（変更契約を含む。）に関する事（契約審査係の所掌に属するものを除く。）。 5 前各号に掲げるもののほか、契約課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。
	契約審査係	<ul style="list-style-type: none"> 1 建設工事等の請負業者に関する事。 2 建設工事等の入札公告に係る審査に関する事。 3 建設工事等の入札等の執行に関する事。 4 建設工事等の入札等による契約に係る審査に関する事。
地方調整課	総務係	<ul style="list-style-type: none"> 1 企画部長の官印の保管に関する事。 2 企画部の公文書類の接受及び配布に関する事。 3 企画部の人事の内申に関する事。 4 企画部の庁用品の供用に関する事。 5 企画部の所掌事務に係る経費に関する資料の取りまとめに関する事。 6 前各号に掲げるもののほか、地方調整課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事（課長の指定するものに限る。）。
	企画係	<ul style="list-style-type: none"> 1 企画部の所掌事務に関する総合的な企画及び立案に関する事。 2 企画部の所掌事務に関する連絡調整に関する事。

		<p>3 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「防衛施設周辺環境整備法」という。）第9条第1項の規定による特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の指定に関すること。</p> <p>4 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置及び運営についての調査並びに資料の作成及び収集に関すること（労務対策官の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>5 駐留軍再編特別措置法第4条第1項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び同法第5条第1項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関すること。</p> <p>6 駐留軍再編特別措置法第7条第1項の規定による再編関連振興特別地域の指定に関すること。</p> <p>7 駐留軍再編特別措置法第8条の規定による再編関連振興特別地域整備計画の作成及び再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。</p> <p>8 前各号に掲げるもののほか、地方調整課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること（課長の指定するものに限る。）。</p>
	連絡調整係	<p>1 自衛隊の施設の取得に関する事務及び自衛隊の施設の使用条件についての利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉並びにそれらの間の意見の調整に関すること（基地対策室の所掌に属する事務を除く。）。</p> <p>2 条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の使用に供する施設及び区域の決定、使用条件の変更及び返還に関する事務についての駐留軍、利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉並びにそれらの間の意見の調整に関すること（基地対策室の所掌に属する事務を除く。）。</p> <p>3 前号に掲げるもののほか、企画部の所掌事務に関する駐留軍との連絡及び交渉に関すること。</p> <p>4 施設状況調書の作成に関すること（課長の指定するものに限る。）。</p>
基地対策室	基地対策第1係	<p>1 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用若しくは返還に伴い生ずる諸問題に対する施策の企画及び立案に関すること（調査専門官の所掌に</p>

		<p>属するものを除く。)</p> <p>2 防衛省設置法(昭和29年法律第164号。以下「法」という。)第4条第1項第12号及び第19号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること(基地対策第2係から基地対策室第6係の所掌事務を除く。)</p> <p>3 法第4条第1項第1号から第3号まで、第6号、第9号、第13号及び第14号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を確保するためのこれらの者との連絡調整に関すること(基地対策第2係から基地対策第6係の所掌事務を除く。)</p>
	基地対策第2係	基地対策第1係の所掌事務に同じ(調査専門官の所掌に属するものを除く。)(室長の指定するものに限る。)
	基地対策第3係	基地対策第1係の所掌事務に同じ(調査専門官の所掌に属するものを除く。)(室長の指定するものに限る。)
	基地対策第4係	基地対策第1係の所掌事務に同じ(調査専門官の所掌に属するものを除く。)(室長の指定するものに限る。)
	基地対策第5係	基地対策第1係の所掌事務に同じ(調査専門官の所掌に属するものを除く。)(室長の指定するものに限る。)
	基地対策第6係	基地対策第1係の所掌事務に同じ(調査専門官の所掌に属するものを除く。)(室長の指定するものに限る。)
地方協力確保室	協力確保係	<p>1 法第4条第1項第1号から第3号まで、第6号、第9号、第12号から第14号まで及び第19号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。</p> <p>2 法第4条第1項第1号、第2号、第9号、第13号及び第14号に掲げる事務についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること(室長の指定するものに限る。)</p> <p>3 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第1条に規定する武力攻撃事態等において実施する国民の保護のための措置等のうち地方防</p>

		衛局が実施するものの総合的な推進に関すること（室長の指定するものに限る。）。
周辺環境整備課	施設対策第1係	<p>1 周辺環境整備課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。</p> <p>2 防衛施設周辺環境整備法第8条の規定による民生安定施設の助成に関すること（道路係及び防音対策課の所掌に属する事務を除く。）。</p> <p>3 防衛施設周辺環境整備法第3条第1項の規定による障害防止工事の助成及び防衛施設周辺環境整備法第8条の規定による民生安定施設の助成並びに自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置のうち、施設周辺整備統合事業費補助金に係るものに関すること。</p> <p>4 前各号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置に関すること（障害防止第1係、障害防止第2係、調整交付金第1係、調整交付金第2係、調整交付金第3係、道路係及び防音対策課の所掌に属する事務を除く。）。</p> <p>5 第2号の助成に係る地方公共団体又は第3号及び前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあっせんその他の援助に関すること。</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか、周辺環境整備課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること（施設対策第2係の所掌事務を除く。）。</p>
	施設対策第2係	<p>施設対策第1係の所掌事務に同じ（第1号及び第6号に掲げるものを除く。）。</p> <p>（課長の指定するものに限る。）</p>
	障害防止第1係	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第3条第1項の規定による障害防止工事の助成に関すること（道路係の所掌に属する事務を除く。）。</p> <p>2 前号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の</p>

	<p>使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置に関すること。</p> <p>3 第1号の助成又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあつせんその他の援助に関すること。</p>
障害防止第2係	<p>障害防止第1係の所掌事務に同じ。 (課長の指定するものに限る。)</p>
道路係	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第3条第1項の規定による障害防止工事の助成のうち、道路(農業用施設及び林業用施設であるものを含む。以下次号において同じ。)に係るものに関すること。</p> <p>2 防衛施設周辺環境整備法第8条の規定による民生安定施設の助成のうち道路に係るものに関すること。</p> <p>3 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に伴う必要な措置、自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の補償並びに自衛隊の施設又は駐留軍に提供した当該施設及び区域を権利者へ返還する場合における利得の求償及び原状回復のうち、道路に係るものに関すること。</p> <p>4 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置のうち、第1号及び第2号の措置に準ずるものに関すること。</p> <p>5 第1号の助成に係る者、第2号の助成に係る地方公共団体又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあつせんその他の援助に関すること。</p>
調整交付金第1係	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第9条第2項の規定による防衛施設周辺整備調整交付金の交付に関すること。</p> <p>2 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置のうち、前号</p>

		<p>の措置に準ずるものに関すること。</p> <p>3 第1号の交付に係る特定防衛施設関連市町村又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあつせんその他の援助に関すること。</p>
	調整交付金第2係	調整交付金第1係の所掌事務に同じ。 (課長の指定するものに限る。)
	調整交付金第3係	調整交付金第1係の所掌事務に同じ。 (課長の指定するものに限る。)
	再編交付金係	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成19年法律第67号)第6条の規定に基づく再編交付金の交付に関すること。
防音対策課	防音総括係	<p>1 防音対策課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。</p> <p>2 防衛施設周辺環境整備法第3条第2項の規定による障害防止工事の助成に関すること。</p> <p>3 防衛施設周辺環境整備法第8条の規定による民生安定施設の助成のうち、音響による障害の緩和に資するために整備された施設(主な部分が建物であるものに限る。)に係るものに関すること。</p> <p>4 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置のうち、第2号及び第3号の措置に準ずるものに関すること。</p> <p>5 第2号の助成に係る者、第3号の助成に係る地方公共団体又は前号の特別の措置に係る者に対する資金又は国の普通財産の譲渡等のあつせんその他の援助に関すること。</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか、防音対策課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 (防音第1係から防音第3係の所掌事務を除く。)</p>
	防音第1係	防音総括係の所掌事務に同じ(第1号及び第6号に掲げるものを除く。) (課長の指定するものに限る。)

防音第 2 係	防音総括係の所掌事務に同じ（第 1 号及び第 6 号に掲げるものを除く。）。 （課長の指定するものに限る。）
防音第 3 係	<p>1 防音総括係の所掌事務に同じ（第 1 号及び第 6 号に掲げるものを除く。）。 （課長の指定するものに限る。）</p> <p>2 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置のうち、特別行動委員会関係教育施設等騒音防止対策事業費補助金に係るものに関する事（住宅の防音工事の助成に係るものに限る。）。</p>
住宅防音第 1 係	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第 4 条の規定による第 1 種区域の指定、同法第 5 条第 1 項の規定による第 2 種区域の指定及び同法第 6 条第 1 項の規定による第 3 種区域の指定に関する事。</p> <p>2 防衛施設周辺環境整備法第 4 条の規定による住宅の防音工事の助成に関する事。</p> <p>3 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置のうち、前号の措置に準ずるものに関する事。 （住宅防音第 2 係から住宅防音第 5 係の所掌事務を除く。）</p>
住宅防音第 2 係	住宅防音第 1 係の所掌事務に同じ。 （課長の指定するものに限る。）
住宅防音第 3 係	住宅防音第 1 係の所掌事務に同じ。 （課長の指定するものに限る。）
住宅防音第 4 係	住宅防音第 1 係の所掌事務に同じ。 （課長の指定するものに限る。）
住宅防音第 5 係	住宅防音第 1 係の所掌事務に同じ。

	係	(課長の指定するものに限る。)
	移転措置係	<ol style="list-style-type: none"> 1 防衛施設周辺環境整備法第5条第1項の規定による移転等の補償、同条第2項の規定による土地の買入及び同条第3項の規定による公共施設の整備の助成に関すること。 2 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業の基盤の整備に係る特別の措置のうち、前号の措置に準ずるものに関すること。
調達計画課	総務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 調達部長の官印の保管に関すること。 2 調達部の公文書類の接受及び配布に関すること。 3 調達部の人事の内申に関すること。 4 調達部の庁用品の供用に関すること。 5 調達部の事務に係る経費に関する資料の取りまとめに関すること(計画調整第1係、計画調整第2係及び計画調整第3係の所掌に属する事務を除く。) 6 前各号に掲げるもののほか、調達計画課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること(課長の指定するものに限る。)
	企画係	<ol style="list-style-type: none"> 1 調達部の所掌事務に関する総合的な企画及び立案に関すること。 2 調達部の所掌事務に関する総合調整に関すること。 3 建設工事に関する統計に関すること。 4 調達部の所掌事務に関する争訟に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、調達計画課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること(課長の指定するものに限る。)
	計画調整第1係	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設工事の実施計画に関すること。 2 建設工事の業務実施計画に関する資料の取りまとめに関すること。 <p>(計画調整第2係及び計画調整第3係の所掌事務を除く。)</p>
	計画調整第2係	<p>計画調整第1係の所掌事務に同じ。</p> <p>(課長の指定するものに限る。)</p>

	計画調整第3係	計画調整第1係の所掌事務に同じ。 (課長の指定するものに限る。)
事業監理課	施設情報管理係	1 事業監理課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 2 自衛隊の施設の保全に関する情報の管理に関すること。 3 前各号に掲げるもののほか、事業監理課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	事業監理第1係	1 建設工事の設計に関する事務及び建設工事の施工の促進に関する事務を総合的かつ効率的に実施するための方針の策定及び調整に関すること。 2 建設工事の検査に関すること。 (課長の指定するものに限る。)
	事業監理第2係	事業監理第1係の所掌事務に同じ(課長の指定するものに限る。)
建築課	建築第1係	1 建築課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 2 建築工事の設計及び設計書等の審査に関すること。 3 建築工事費の積算に関すること。 4 建築工事の施工の促進及び監督に関すること。 5 建築工事に関する調査及び研究に関すること。 6 前各号に掲げるもののほか、建築課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 (課長の指定する地域に限る。ただし、第1号及び第6号に掲げるものを除く。)
	建築第2係	建築第1係の所掌事務に同じ(第1号及び第6号に掲げるものを除く。) (課長の指定する地域に限る。)
	建築第3係	建築第1係の所掌事務に同じ(第1号及び第6号に掲げるものを除く。) (課長の指定する地域に限る。)
	建築第5係	建築第1係の所掌事務に同じ(第1号及び第6号に掲げ

		るものを除く。)。 (課長の指定する地域に限る。)
	建築第6係	建築第1係の所掌事務に同じ(第1号及び第6号に掲げるものを除く。) (課長の指定する地域に限る。)
	建築第7係	建築第1係の所掌事務に同じ(第1号及び第6号に掲げるものを除く。) (課長の指定する地域に限る。)
	建築第8係	建築第1係の所掌事務に同じ(第1号及び第6号に掲げるものを除く。) (課長の指定する地域に限る。)
土木課	土木第1係	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 2 土木工事の設計及び設計書等の審査に関すること。 3 土木工事費の積算に関すること。 4 土木工事の施工の促進及び監督に関すること。 5 土木工事に関する調査及び研究に関すること。 6 前各号に掲げるもののほか、土木課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 (課長の指定する地域に限る。ただし、第1号及び第6号に掲げるものを除く。)
	土木第2係	土木第1係の所掌事務に同じ(第1号及び第6号に掲げるものを除く。) (課長の指定する地域に限る。)
	土木第3係	土木第1係の所掌事務に同じ(第1号及び第6号に掲げるものを除く。) (課長の指定する地域に限る。)
	土木第4係	土木第1係の所掌事務に同じ(第1号及び第6号に掲げるものを除く。) (課長の指定する地域に限る。)
	土木第6係	土木第1係の所掌事務に同じ(第1号及び第6号に掲げるものを除く。)

		(課長の指定する地域に限る。)
	土木第7係	土木第1係の所掌事務に同じ(第1号及び第6号に掲げるものを除く。) (課長の指定する地域に限る。)
	土木第8係	土木第1係の所掌事務に同じ(第1号及び第6号に掲げるものを除く。) (課長の指定する地域に限る。)
	土木第9係	土木第1係の所掌事務に同じ(第1号及び第6号に掲げるものを除く。) (課長の指定する地域に限る。)
	土木第10係	土木第1係の所掌事務に同じ(第1号及び第6号に掲げるものを除く。) (課長の指定する地域に限る。)
設備課	設備第1係	<ol style="list-style-type: none"> 1 設備課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 2 設備工事の設計及び設計書等の審査に関すること。 3 設備工事費の積算に関すること。 4 設備工事の施工の促進及び監督に関すること。 5 設備工事に関する調査及び研究に関すること。 6 前各号に掲げるもののほか、設備課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 (課長の指定する地域に限る。ただし、第1号及び第6号に掲げるものを除く。)
	設備第2係	設備第1係の所掌事務に同じ(第1号及び第6号に掲げるものを除く。) (課長の指定する地域に限る。)
	設備第3係	設備第1係の所掌事務に同じ(第1号及び第6号に掲げるものを除く。) (課長の指定する地域に限る。)
	設備第5係	設備第1係の所掌事務に同じ(第1号及び第6号に掲げるものを除く。) (課長の指定する地域に限る。)

	設備第 6 係	設備第 1 係の所掌事務に同じ（第 1 号及び第 6 号に掲げるものを除く。）。 （課長の指定する地域に限る。）
	設備第 7 係	設備第 1 係の所掌事務に同じ（第 1 号及び第 6 号に掲げるものを除く。）。 （課長の指定する地域に限る。）
	設備第 8 係	設備第 8 係の所掌事務に同じ（第 1 号及び第 6 号に掲げるものを除く。）。 （課長の指定する地域に限る。）
業務課	総務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理部長の官印の保管に関すること。 2 管理部の公文書類の接受及び配布に関すること。 3 管理部の人事の内申に関すること。 4 管理部の庁用品の供用に関すること。 5 管理部の事務に係る経費に関する資料の取りまとめに関すること。 6 防衛施設地方審議会の庶務に関すること。 7 管理部の所掌事務に関する総合的な企画及び立案に関すること。 8 管理部の事務についての連絡調整に関すること。 9 管理部の所掌事務に関する争訟に関すること。 10 前各号に掲げるもののほか、業務課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	業務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊の施設に係る工事により生じた物品の管理及び処分に関すること。 2 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。 3 駐留軍の行う工事計画についての調整に関すること。 4 駐留軍による物品及び役務（労務を除く。）の調達に関する調査並びに当該調達についての協力に関すること。 5 駐留軍による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。 6 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域に関する統計に関すること。

	<p>事故補償係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務課の所掌事務に関する渉外に関すること。 2 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第18条第5項(g)の規定により、同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求について、あつせんその他必要な援助に関すること。 3 合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令（昭和37年総理府令第42号。以下この号において「省令」という。）の規定に基づく賠償金若しくは見舞金の支給又は省令に規定する補償金に関すること。 4 日本国内にある国際連合の軍隊により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関する省令（昭和29年総理府令第61号。以下この号において「省令」という。）の規定に基づく補償金若しくは見舞金の支給又は省令に規定する慰謝料に関すること。 5 駐留軍の航空機事故等に起因する捜索救難作業等のため提供された地方公共団体等の役務に対する見舞金の支給に関すること。 6 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互アクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第26号）第12条又は第13条の規定に基づく請求の処理及び同法第5章の規定による特殊海事損害に係る請求についての援助並びに日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第27号）第12条又は第13条の規定に基づく請求の処理及び同法第5章の規定による特殊海事損害に係る請求についての援助に関すること。 7 連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和36年法律第215号）の規定に基づく給付金の支給に関すること。 8 職員の行為又は施設に係る損害賠償に関すること。
<p>施設補償課</p>	<p>漁業補償第1係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設補償課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。

- 2 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第105条第1項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。
- 3 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和27年法律第243号）第1条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。
- 4 防衛施設周辺環境整備法第13条第1項の規定による損失及び日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和29年法律第246号。以下「特別損失補償法」という。）第1条第1項の規定による損失の補償に関すること。
- 5 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成16年法律第113号）第14条第1項の規定による損失の補償に関すること。
- 6 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域に係る漁業権、入漁権その他河川の敷地若しくは流水、海水その他の水を利用する権利の行使に関する契約に関すること。
- 7 自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域を権利者へ返還する場合における損失の補償、利得の求償及び原状回復（道路に係るものを除く。）に関すること。
- 8 自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域について生じた損失のうち使用期間中に行うもの（道路に係るものを除く。）に関すること。
- 9 前各号に掲げるもののほか、施設補償課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
（漁業補償第2係から漁業補償第4係の所掌事務を除く。ただし、第1号及び第9号に掲げるものを除く。）

漁業補償第2係

漁業補償第1係の所掌事務に同じ（第1号及び第9号に掲げるものを除く。）。
（課長の指定するものに限る。）

漁業補償第3係

漁業補償第1係の所掌事務に同じ（第1号及び第9号に掲げるものを除く。）。

		(課長の指定するものに限る。)
	漁業補償第4係	漁業補償第1係の所掌事務に同じ(第1号及び第9号に掲げるものを除く。) (課長の指定するものに限る。)
施設管理課	行政財産管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊の施設に供される国有財産に係る事務の総括に関すること。 2 自衛隊の施設に供される行政財産(庁舎及び職員の宿舎に供される行政財産及び民公有財産を除く。)及び民公有財産の管理に関すること(緑化対策係、行政財産台帳第1係及び行政財産台帳第2係の所掌に属するものを除く。) 3 自衛隊施設の権利者への返還に関すること。 4 自衛隊の使用に係る国有財産の他省庁等との間の使用に関すること。
	行政財産台帳第1係	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊の施設に供される行政財産の台帳に関すること。 2 自衛隊の施設に供される行政財産についての増減及び異動に関すること。 3 自衛隊の施設に供される国有財産及び民公有の不動産の供用に関すること。 (行政財産台帳第2係の所掌事務を除く。)
	行政財産台帳第2係	行政財産台帳第1係の所掌事務に同じ。 (課長の指定するものに限る。)
	国有財産調査係	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設管理課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。 2 自衛隊の施設に供される行政財産及び駐留軍の使用に供される一般会計所属普通財産の未登記に係るものの調査及び処理に関すること。 3 自衛隊の施設に供される行政財産及び駐留軍の使用に供する施設及び区域の境界の確定に関すること。 4 駐留軍の使用に供する普通財産で国有財産法(昭和23年法律第73号)第8条第1項ただし書の規定に該当するものの管理並びに取りこわし及び取りこわし条件付売払いに関すること(当該普通財産のある土地の返還後におけること)

		<p>る当該土地の権利者の使用不能に対する補償に関する事務を含む。) 。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、施設管理課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。</p>
	緑化対策係	<p>1 防衛施設周辺環境整備法第6条の規定による緑地帯の整備に関する事 (防音対策課の所掌に属するものを除く。) 。</p> <p>2 前号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の運用に資するための行政財産の管理に関する事。</p> <p>3 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域内における緑地帯の整備に関する事。</p>
	提供管理係	<p>1 駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定後、駐留軍の使用に供されるまでの間における利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉に関する事。</p> <p>2 使用明細書及び土地等調書の作成に関する事。</p> <p>3 駐留軍の使用に供する施設及び区域に関する調査 (駐留軍との共同調査を含む。) 及び記録に関する事。</p> <p>4 駐留軍の使用に供する施設及び区域の駐留軍への引渡しに関する事。</p> <p>5 駐留軍に提供した施設及び区域の権利者への返還に関する事。</p> <p>6 駐留軍の使用に供する施設及び区域を他の者に使用させる事に関する事。</p> <p>7 駐留軍の使用に供する国有財産について使用の承認を受ける事及び当該使用の承認を受けた国有財産の管理に関する事 (第6号に掲げるもの並びに国有財産調査係及び緑化対策係の所掌に属するものを除く。) 。</p> <p>8 駐留軍の使用に供した民公有地上に所在する国有財産の利用あっせんに関する事。</p> <p>9 相互防衛援助協定の実施に係る不動産及び備品の提供及び管理に関する事。</p>
施設企画室	施設企画第1係	<p>1 自衛隊の施設に供される行政財産及び民公有財産の管理に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究に関する事。</p> <p>2 駐留軍の使用に供する施設及び区域の提供並びに駐留</p>

		<p>軍に提供した施設及び区域の返還に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究に関すること。</p> <p>3 前2号の諸問題に対する施策の企画及び立案に関すること。</p>
	施設企画第2係	<p>施設企画第1係の所掌事務に同じ。 (室長の指定するものに限る。)</p>
	施設企画第3係	<p>施設企画第1係の所掌事務に同じ。 (室長の指定するものに限る。)</p>
施設取得課	取得第1係	<p>1 施設取得課の所掌事務に関する連絡調整に関すること。</p> <p>2 自衛隊又は駐留軍の使用前に自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域を測量及び調査する場合における補償に関すること。</p> <p>3 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の購入、賃貸借及び使用貸借に伴う移転料等の支払(支払に代わる工事を含む。)に関すること。</p> <p>4 前2号に掲げるもののほか、自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の購入、賃貸借及び使用貸借に伴う必要な措置に関すること(総務課、周辺環境整備課及び施設補償課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>5 駐留軍の使用に供する施設及び区域の再配置計画に伴う必要な調査に関すること。</p> <p>6 自衛隊施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の購入又は使用収用に関すること(総務課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>7 前各号に掲げるもののほか、施設取得課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 (取得第2係及び取得第3係の所掌事務を除く。ただし、第1号及び第7号に掲げるものを除く。)</p>
	取得第2係	<p>取得第1係の所掌事務に同じ(第1号及び第7号に掲げるものを除く。) (課長の指定するものに限る。)</p>
	取得第3係	<p>取得第1係の所掌事務に同じ(第1号及び第7号に掲げるものを除く。)</p>

	(課長の指定するものに限る。)
賃借契約係	<ol style="list-style-type: none">1 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の賃貸借に関する事。2 駐留軍が港、飛行場及び道路(駐留軍の使用に供されている施設及び区域であるものを除く。)を使用した場合における補償に関する事。3 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の使用貸借に関する事。4 相互防衛援助協定の実施に係る不動産及び備品の調達に関する事。

別表第3（第3条関係）

課	区 分	職 務
総務課	課長補佐 （総務、企画審査担当）	命を受けて、総務係長及び企画審査係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 （経理担当）	命を受けて、経理第1係長及び経理第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
契約室	室長補佐	命を受けて、契約第1係長、契約第2係長及び契約審査係長を指揮監督し、その事務を整理する。
業務課	課長補佐 （取得第1担当）	命を受けて、取得第1係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 （取得第2担当）	命を受けて、取得第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 （行政財産管理、国有財産管理担当）	命を受けて、行政財産管理係長及び国有財産管理係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 （施設企画担当）	命を受けて、施設企画第1係長及び施設企画第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
建築課	課長補佐 （建築第1・第2担当）	命を受けて、建築第1係長及び建築第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 （建築第3・第5担当）	命を受けて、建築第3係長及び建築第5係長を指揮監督し、その事務を整理する。

土木課	課長補佐 (土木第1担当)	命を受けて、土木第1係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 (土木第2・第3担当)	命を受けて、土木第2係長及び土木第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。
設備課	課長補佐 (設備第1・第2担当)	命を受けて、設備第1係長及び設備第2係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	課長補佐 (設備第3～第10担当)	命を受けて、設備第3係長、設備第4係長、設備第5係長、設備第6係長、設備第7係長、設備第8係長、設備第9係長及び設備第10係長を指揮監督し、その事務を整理する。
建設計画官	建設計画官補佐 (計画調整第1担当)	命を受けて、計画調整第1係長を指揮監督し、その事務を整理する。
	建設計画官補佐 (計画調整第2・第3担当)	命を受けて、計画調整第2係長及び計画調整第3係長を指揮監督し、その事務を整理する。

別表第4（第4条関係）

1 長崎防衛支局の係及びその係の所掌事務

課	係	所掌事務
総務課	総務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方防衛局組織規則（平成19年防衛省令第10号）。以下「組織規則」という。）第51条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる事務に関すること。 2 総務課長の官印の保管に関すること。 3 前号に掲げるもののほか、総務課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
装備課	管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 装備課の公文書類の審査及び進達に関すること。 2 装備課長の官印の保管に関すること。 3 装備課の公文書類の接受及び配布に関すること。 4 官給品等に関する業務の総括に関すること。 5 原価監査及び検査等の指令に関すること。 6 検査等の実施計画の調整に関すること。 7 検査等の基準に関すること。 8 原価監査報告書、監督報告書及び検査調書の審査に関すること。 9 前各号に掲げるもののほか、装備課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

2 熊本防衛支局の係及びその係の所掌事務

課	係	所 掌 事 務
総務課	総務係	地方防衛局組織規則（平成19年防衛省令第10号）。以下「組織規則」という。）第51条第1項第1号から第5号まで、第7号（企画審査係の所掌に属するものを除く。）、第9号、第12号、第15号及び第16号並びに第27号に掲げる事務に関する事。
	企画審査係	1 組織規則第51条第1項第6号から第8号、第10号、第11号及び第13号並びに第14号に掲げる事務に関する事。 2 前号に掲げるもののほか、総務課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事（課長の指定するものに限る。）。
	経理第1係	組織規則第51条第1項第17号から第21号に掲げる事務に関する事（経理第2係の所掌事務を除く。）。
	経理第2係	経理第1係の所掌事務に同じ。 （課長の指定するものに限る。）
契約室	契約第1係	組織規則第51条第1項第22号に掲げる事務に関する事（契約審査係の所掌に属するものを除く。）。
	契約第2係	契約第1係の所掌事務に同じ。 （室長の指定するものに限る。）
	契約審査係	組織規則第51条第1項第22号に掲げる事務の審査に関する事。
業務課	取得第1係	1 組織規則第21条第7号、第51条第3項第5号、第53条第2号（行政財産管理係及び国有財産管理係の所掌に属するものを除く。）、第3号並びに第55条第3号及び第6号に掲げる事務に関する事。 2 組織規則第18条第1項各号、第19条第1項各号及び第22条第1号から第5号までに掲げる事務についての利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉、調査並び

	<p>に資料の収集整理に関すること。</p> <p>3 前号に掲げるもののほか、業務課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 (取得第2係の所掌事務を除く。)</p>
取得第2係	<p>取得第1係の所掌事務に同じ。 (課長の指定するものに限る。)</p>
行政財産管理係	<p>1 組織規則第53条第2号に掲げる事務に関すること (取得第1係、取得第2係及び国有財産管理係の所掌に属するものを除く。)</p> <p>2 組織規則第55条第4号に掲げる事務に関すること。</p> <p>3 駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定、使用条件の変更及び返還に関する事務についての駐留軍、利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉並びに普通財産の取得及び管理に関すること(国有財産管理係の所掌に属するものを除く。)</p>
国有財産管理係	<p>1 組織規則第23条第2号及び第3号に掲げる事務に関すること。</p> <p>2 前号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の運用に資するための行政財産の管理に関すること。</p> <p>3 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域内における緑地帯の整備に関すること。</p>
施設企画第1係	<p>1 自衛隊の施設に供される行政財産及び民公有財産の管理に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究に関すること。</p> <p>2 駐留軍の使用に供する施設及び区域の提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の返還に伴い生ずる諸問題についての調査及び研究に関すること。</p> <p>3 前2号の諸問題に対する施策の企画及び立案に関すること。</p> <p>4 組織規則第21条第4号から第6号まで及び第8号に掲げる事務についての利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関すること。</p> <p>5 組織規則第55条第5号に掲げる事務に関すること。 (施設企画第2係の所掌事務を除く。)</p>

	施設企画第2係	施設企画第1係の所掌事務に同じ。 (課長の指定するものに限る。)
建築課	建築第1係	1 組織規則第59条各号に掲げる事務で建築工事に関する事 こと。 2 前号に掲げるもののほか、建築課の所掌事務で他の所 掌に属しないものに関する事 こと。 (課長の指定するものに限る。ただし、第2号に掲げるも のを除く。)
	建築第2係	建築第1係の所掌事務に同じ(第2号に掲げるものを除 く。) (課長の指定するものに限る。)
	建築第3係	建築第1係の所掌事務に同じ(第2号に掲げるものを除 く。) (課長の指定するものに限る。)
	建築第5係	建築第1係の所掌事務に同じ(第2号に掲げるものを除 く。) (課長の指定するものに限る。)
土木課	土木第1係	1 組織規則第59条各号に掲げる事務で土木工事に関する事 こと。 2 前号に掲げるもののほか、土木課の所掌事務で他の所 掌に属しないものに関する事 こと。 (課長の指定するものに限る。ただし、第2号に掲げるも のを除く。)
	土木第2係	土木第1係の所掌事務に同じ(第2号に掲げるものを除 く。) (課長の指定するものに限る。)
	土木第3係	土木第1係の所掌事務に同じ(第2号に掲げるものを除 く。) (課長の指定するものに限る。)
設備課	設備第1係	1 組織規則第59条各号に掲げる事務で設備工事に関する事

	<p>ること。</p> <p>2 前号に掲げるもののほか、設備課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p> <p>(課長の指定するものに限る。ただし、第2号に掲げるものを除く。)</p>
設備第2係	<p>設備第1係の所掌事務に同じ(第2号に掲げるものを除く。)</p> <p>(課長の指定するものに限る。)</p>
設備第3係	<p>設備第1係の所掌事務に同じ(第2号に掲げるものを除く。)</p> <p>(課長の指定するものに限る。)</p>
設備第4係	<p>設備第1係の所掌事務に同じ(第2号に掲げるものを除く。)</p> <p>(課長の指定するものに限る。)</p>
設備第5係	<p>設備第1係の所掌事務に同じ(第2号に掲げるものを除く。)</p> <p>(課長の指定するものに限る。)</p>
設備第6係	<p>設備第1係の所掌事務に同じ(第2号に掲げるものを除く。)</p> <p>(課長の指定するものに限る。)</p>
設備第7係	<p>設備第1係の所掌事務に同じ(第2号に掲げるものを除く。)</p> <p>(課長の指定するものに限る。)</p>
設備第8係	<p>設備第1係の所掌事務に同じ(第2号に掲げるものを除く。)</p> <p>(課長の指定するものに限る。)</p>
設備第9係	<p>設備第1係の所掌事務に同じ(第2号に掲げるものを除く。)</p> <p>(課長の指定するものに限る。)</p>
設備第10係	<p>設備第1係の所掌事務に同じ(第2号に掲げるものを除</p>

		く。)。 (課長に指定するものに限る。)
建設計画官	計画調整第1係	<p>1 組織規則第60条から第62条までに規定する事務に関する企画、立案及び総括に関すること。</p> <p>2 組織規則第64条第1項第2号及び第3号に掲げる事務に関すること。</p> <p>3 組織規則第60条から第62条までに規定する事務及び前号に掲げる事務に関する争訟に関すること。</p> <p>4 前各号に掲げるもののほか、建設計画官の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p> <p>(建設計画官の指定するものに限る。ただし、第4号に掲げるものを除く。)</p>
	計画調整第2係	<p>計画調整第1係の所掌事務に同じ(第4号に掲げるものを除く。)</p> <p>(建設計画官の指定するものに限る。)</p>
	計画調整第3係	<p>計画調整第1係の所掌事務に同じ(第4号に掲げるものを除く。)</p> <p>(建設計画官の指定するものに限る。)</p>

別表第5（第5条関係）

佐世保防衛事務所に置かれる各課の所掌事務

課	所 掌 事 務
業務課	1 内部組織等に関する訓令第209条第1項第1号、第3号、第4号及び第6号から第13号に掲げる事務に関する事。 2 前号に掲げるもののほか、佐世保防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。
施設課	内部組織等に関する訓令第209条第1項第2号、第5号及び第14号から第20号に掲げる事務に関する事。

別表第6（第6条関係）

1 佐世保防衛事務所の係及びその係の所掌事務

課	係	所 掌 事 務
業務課	業務第1係	<p>1 内部組織等に関する訓令第209条第1項第1号、第3号、第4号及び第6号から第13号に掲げる事務に関する事。</p> <p>2 前号に掲げるもののほか、佐世保防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。</p> <p>（業務第2係の所掌事務を除く。ただし、第1号及び第3号に掲げるものを除く。）</p>
	業務第2係	<p>業務第1係の所掌事務に同じ（第1号及び第3号に掲げるものを除く。）。</p> <p>（所長の指定するものに限る。）</p>
施設課	施設第1係	<p>内部組織等に関する訓令第209条第1項第2号、第5号及び第14号から第20号に掲げる事務に関する事。</p> <p>（施設第2係の所掌事務を除く。）</p>
	施設第2係	<p>施設第1係の所掌事務に同じ。</p> <p>（所長の指定するものに限る。）</p>
首席労務 対策専門官	労務対策係	<p>内部組織等に関する訓令第209条第3項に掲げる事務に関する事。</p>

2 別府防衛事務所の係及びその係の所掌事務

係	所 掌 事 務
業務係	1 内部組織等に関する訓令第209条第1項第1号、第3号、第4号及び第6号から第13号に掲げる事務に関する事。 2 前号に掲げるもののほか、別府防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。
施設係	内部組織等に関する訓令第209条第1項第2号、第5号及び第14号から第20号に掲げる事務に関する事。

3 宮崎防衛事務所の係及びその係の所掌事務

係	所 掌 事 務
業務係	1 内部組織等に関する訓令第209条第1項に掲げる事務に関する事。 2 前号に掲げるもののほか、宮崎防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

4 鹿児島防衛事務所の係及びその係の所掌事務

係	所 掌 事 務
業務係	1 内部組織等に関する訓令第209条第1項第1号、第3号、第4号及び第6号から第13号に掲げる事務に関すること。 2 前号に掲げるもののほか、鹿児島防衛事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
施設係	内部組織等に関する訓令第209条第1項第2号、第5号及び第14号から第20号に掲げる事務に関すること。